

ゼロ災大阪
リスク“ゼロ”大阪推進運動

いのちつなごう
墜落・転落災害撲滅で命綱GO

令和2年2月27日

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 安全課
(電話) 06(6949)6496

『冬季死亡災害防止強化期間』実施中

～冬型の労働災害の防止に努めてください～

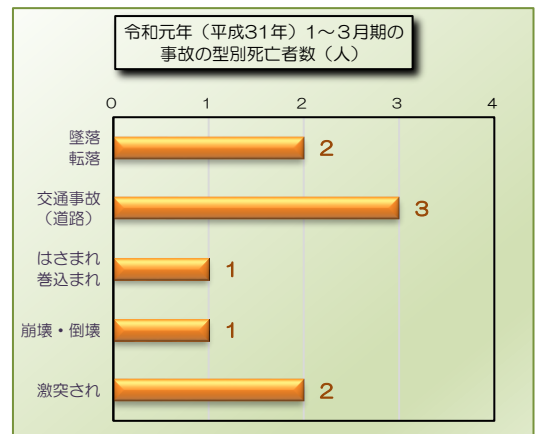
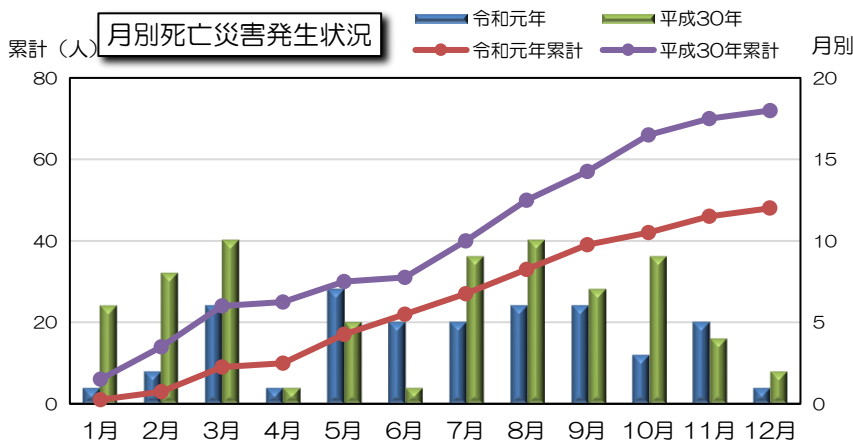
『冬季死亡災害防止強化期間』について

【実施期間】 **令和2年1月1日～3月31日まで**

【趣旨・目的】

例年、1月から3月期における労働災害は**墜落・転落**と**交通死亡災害**によるものが全体の半数を超え、この時期、建設現場以外の場所でも、不安全な箇所での点検・補修作業などにより墜落・転落事故の発生が懸念されます。また、路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の発生も懸念されます。

実施期間中については、こうした災害の防止対策の徹底を「建設業」、「交通運輸業」、「商業」を中心に高所作業やトラック・バイク・自転車使用時の安全対策の徹底を図ってください。



上のグラフのとおり、平成30年と比べ令和元年の1月～3月期の死亡災害が大きく減っており、この影響が年間の死亡災害発生件数の減少につながっています。こうした傾向から冬季の死亡災害の減少を図ることができれば、年間の死亡災害発生件数の減少につながると推測できるため、大阪労働局、各労働基準監督署では、昨年同様に『冬季死亡災害防止強化期間』を設定し、建設業・交通運輸業・商業を重点に**墜落・転落事故や路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の防止**を啓発しています。

● 現在の死亡災害の発生状況について(令和2年2月20日現在の速報値)

令和2年の1月1日から2月20日現在までの死亡者数(速報値)は、4人となっています。

昨年同期は2人であったことから、今年の冬季の死亡災害の増加が懸念されています。

「建設業」、「交通運輸業」、「商業」の事業者におかれましては、自転車・フォークリフトによる事故や建設現場における墜落・転落災害の防止については、特段の配慮をお願いいたします。